

【令和6年度入園用FAQ】

本FAQは、入園申込にあたり、保護者さまの様々な疑問にお答えするために作成しました。
入園にあたっての「？」を「！」に、ご不明点はこのFAQをご参照いただくか、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

上田市保育課 ☎ (0268) 23-5132 (直通)

目次

<input type="checkbox"/> 入園申請前に生じる疑問.....	2
(1) 一般的な内容について.....	2
(2) 認可保育所等への入園申請について.....	6
(3) 「保育を必要とする理由」等の詳細について.....	8
(4) 申請書の記入・提出にあたっての留意点について.....	9
(5) 保育料に関することについて.....	10
<input type="checkbox"/> 入園申請後に生じる疑問.....	12
<input type="checkbox"/> その他.....	13

□入園申請前に生じる疑問

(1) 一般的な内容について

問1 認可保育所と認可外保育施設の違いを教えてください。

(答)

○ 概要は下表のとおりです。

	認可保育所等	認可外保育施設
保育施設の分類	認可保育所、小規模保育事業所等、幼保連携型認定こども園	左欄以外の保育を行うことを目的とする施設の総称
設置・運営基準	児童福祉法等の法令で定められる職員配置基準、設備面積の基準等の基準全てを満たす保育施設	認可外保育施設指導監督基準を満たす施設 (認可保育所等よりも緩やかな基準)
申込方法	次の上田市HPよりご確認ください。 https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/hoiku/3509.html 定員を上回る申込があった場合、上田市による利用調整を経て入園の可否を決定します。	施設に直接申し込みます。
保育料	市が保護者の収入に応じて決定するため、市内のどの認可保育所等に入所しても原則同じ金額です。 ただし、施設によっては、教材費等、追加で保育料以外の費用が生じる場合があります。	設置者が自由に設定できるため、施設によって異なります。
保育料無償化の範囲	3～5歳：給食費・通園送迎費等を除く利用料を無償化 0～2歳：住民税非課税世帯を対象に無償化	3～5歳：保育の必要性の認定を受けた世帯を対象に、認可保育所等における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化 0～2歳：保育の必要性が認められた住民税非課税世帯を対象に、月額4.2万円までの利用料を無償化
運営費	運営費等が国等から出る	原則保護者からの保育料のみで運営（企業主導型保育事業所等の一部の補助対象施設を除く）

問2 認可保育所等の各分類と幼稚園とで、それぞれの違いを教えてください。

(答)

- 広報うえだ令和5年8月号に次のとおり掲載しております。

令和6年度、保育園などの入園を検討しているみなさまへ



◆入園に向けて各園の違いを確認しましょう

☎ 保育課 ☎23-5132

「保育園などに預けたいけど、施設の違いがわからない」とお困りの方へ、令和6年4月以降の入園に向けて、各施設の違いを紹介します。

	小規模保育事業所	保育園	認定こども園		幼稚園
			保育部分	教育部分	
対象者	0～2歳児	0～5歳児		満3～5歳児	
預けることができる人	保護者に理由(就労、出産、疾病など)があること			左記のような条件はなし (注園によってその他の条件がある場合があります。)	
保育料	0～2歳児	各家庭の市町村民税額により市が決定			無償化の対象 (注幼稚園には上限額があります。)
	3～5歳児	無償化の対象			
(注)通園送迎費、食材料費、行事費などは各園の規定により、保護者負担があります。					
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ●10月2日月から入園申込書の配布開始 入園申込書は、各保育園、認定こども園、保育課および各地域自治センターで配布します。 ●入園申込の日程などの詳細は広報うえだ9月号でお知らせします。 				募集時期や要項は各園にお問い合わせください。

※園により、対象年齢や料金などが異なる場合があります。
詳細は市ホームページまたは入園を希望する園に直接ご相談ください。

園の一覧は
こちら



問3 希望園の検討にあたり、園見学はどのような手続で行うのでしょうか。

(答)

- 施設に直接予約をしてください。
- 次の上田市HP等において、直近月の園開放の日程を公表しております。

<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kosodate-k/3248.html>

問4 育児休業を最大限取得したいと考えています。制度の概要を教えてください。

(答)

- 育児休業は、「労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業」と定義されますが、平成29年10月1日に施行された改正育児・介護休業法により、保育所に入れなかった場合など、最長で子どもが2歳に達するまで(同法上の)育児休業を取得できるようになりました。(企業独自の制度によって、3歳まで育児休業を延長できる場合もあります。)
- 育児休業の取得は、事業主への申出が必要となります。手続きの詳細については、勤務先の就業規則等をご確認ください。
- なお、育児・介護休業法の規定により、「事業主は、労働者から育児休業申出があったときは、当該育児休業を拒むことができない。」とされているなど、一部の例外を除き、事業主は経営困難、事業繁

忙等の理由で拒むことはできないものとされています。また、同法において、労働者が事業主に対して育児休業に関する相談を行ったこと等を理由とする事業主による不利益な取り扱いを禁止する規定も設けられております。

	育児休業
休業の定義	○労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業
対象労働者	○労働者（日々雇用を除く） ○有期雇用労働者は、申出時点において、次の要件を満たすことが必要 ・子が1歳6か月（2歳までの休業の場合は2歳）を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと （注：これまでの「引き続き雇用された期間が1年以上」という要件は撤廃されましたが、今後も、引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外される場合があります。）
期間	○原則として子が1歳に達するまでの連続した期間
期間（延長する場合）	○1歳6か月までの育児休業は、次の要件に該当する場合に取得可能 ①（略） ②次の特別な事情があること ア 保育所等への入所を希望しているが、入所できない場合 イ 子の養育を行っている配偶者（もう一人の親）であって、1歳以降子を養育する予定であったものが死亡、負傷、疾病等により子を養育することが困難になった場合 ウ （略） ③（略） ※同様の条件で1歳6か月から2歳まで延長することができます。
手続	○書面等で事業主に申出 ○申出期間は1か月前まで（ただし、出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は、1週間前まで） 1歳以降の休業の申出は、2週間前まで（1歳到達日（2歳までの育児休業の場合は1歳6か月到達日）の翌日以降は1か月前まで） （以降略）

問5 子の1歳以降（1歳6か月以降）の育児休業の延長にあたり、職場から保育園に入園できない旨の通知が必要だと言われました。育児休業給付金の延長にも関わるそうですが、その通知はどこで取得できるのでしょうか。また、いつ頃手続きを行うのでしょうか。

（答）

- 上田市保育課で取得できます。
- 育児休業（及び育児休業給付金）の延長をご希望の場合は、保育課窓口にて「育児休業給付金支給決定通知書」（最新のもののみで構いません。）を持参の上、手続きを取ってください。

- 手続きを行う時期については、まずは「いつまでに通知が必要か」職場に確認ください。通知は、保育課窓口での手続きの後、概ね1週間程度でご自宅に郵送できますので、逆算して適当なタイミングでお手続きいただければ幸いです。
- なお、平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が2歳（に達する日の前日）まで延長されていますが、制度上、1歳以降（延長1回）、1歳6か月以降（延長2回）の延長手続きの都度、「市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」が必要となりますのでご注意ください。
- また、入園申請において、育児休業の延長を希望している場合も、同様の通知を発行することとなります。

【補足】「育児休業給付金」は、雇用保険の被保険者の方が、育児休業を取得した場合に、一定の要件を満たすと支給を受けることができます。雇用される労働者は、雇用形態等にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上雇用見込みがある場合には、原則として（雇用保険の）被保険者となります。雇用保険の被保険者でない方が、職場の就業規則等に基づき育児休業を取得／延長する場合は、まずは、職場への相談（申出）が必要と考えられます。

問6 申請以降のスケジュールについて教えてください。

（答）

- 次のとおり予定しております。

時期	内容	
令和5年11月1日（水） から7日（火）まで ※詳細は右欄参照のこと。	新規の認定申請・入園申込受付	
	日時	場所
	11月1日（水）・2日（木） 12：00～18：00	入園を希望する園
	11月6日（月）・7日（火） 8：30～19：00	保育課及び丸子・真田・武石 市民サービス課窓口
令和5年11月 から令和6年1月まで	認定・入園基準審査、各保育園人数調整	
令和6年2月上旬	認定証・利用決定通知書発送	
令和6年2月下旬	入園説明会	
令和6年4月上旬	入園式（4月から入園する場合）	
令和6年4月中旬	利用者負担額（保育料）決定通知発送	

(2) 認可保育所等への入園申請について

問7 出生前の子どもの申請はできますか。

(答)

- できます。
- 育児休業からの復職が令和6年度中に見込まれ、同年度中に入園を希望する場合は、必ず申込期間中に手続きをお願いいたします。
- 氏名欄等記載ができない部分は、空欄で構いません。入園を希望する期間の始期は出産予定日に基づき記載してください。就労証明書についても、いったんは出産予定日に基づき勤務先に作成していただくようお願いください。(実際の出産日によっては、復職日が変わり、利用開始日も変更になる可能性があります。別途、手続きを依頼しますので、ご承知おきください。)

問8 これから(令和6年度中に)上田市に転入する予定で、いま現在(申込日現在)は別の市区町村に住民票上の住所があるのですが、上田市への転入以前であっても手続きはできますか。

(答)

- できます。
- 上田市への転入が令和6年度中に見込まれ、同年度中に入園を希望する場合は、必ず申込期間中に手続きをお願いいたします。なお、保育認定は、保護者の住所がある市区町村が行いますので、利用開始日までは必ず上田市へ転入してください。

問9 申請書の提出について、現在、別の都道府県に住んでおり、申請期間中の平日に上田市に出向くことも難しい状況ですが、たとえば実家の祖父母など、代理人による申請はできますか。あるいは、郵送での申請はできますか。

(答)

- 代理人による申請も郵送での申請もできます。
- 代理人による申請の場合は、申請書裏面の委任状に必要事項をご記入いただき、特に、委任者(保護者)は、押印を忘れずにしていただき、代理人に申請を託してください。
- 郵送による申請の場合は、申込に必要な書類(詳細は「保育園入園のしおり」にてご確認ください。)全てを上田市保育課宛て(注: 郵送先等は下記のとおり)、入園申込期間内必着で郵送してください(郵送料は保護者さまにてご負担ください。)
- また、郵送の場合は、申請書に記入いただいたマイナンバーの確認のため、「個人番号確認書類」「身元確認書類」のコピーを同封してください。(詳細は「保育園等の申込みにおける個人番号(マイナンバー)提供のお願い」にてご確認ください。)

【郵送先等について】

〒386-0012 長野県上田市中央六丁目5番39号(ひとまちげんき・健康プラザうえだ)

健康こども未来部 保育課 宛て

入園申請書在中 ※赤字でご記入ください。

※ 郵送提出書類に不備があった場合で、指定する期日までに是正されないときは、利用調整において不利に扱う場合がありますのであらかじめ御了承ください。

問 10 広域入所を希望する場合の入園申込はどのようにすればよいでしょうか。

(答)

- 広域入所は、児童の住所地以外の市町村にある認可保育所に入所を希望する場合、市町村間で受託・委託の協議を行うことで、ご希望の保育施設への入所が可能となる制度です。
- 上田市に住民票上の住所がある方が、保護者の通勤途中に保育園があるなど、他市町村の保育園へ入園を希望される場合は、上田市保育課に入園申請書を提出してください。入園について、市町村間で協議を行うこととなりますが、市町村によっては市外の方の受入を行っていない場合や、入所できる期間等の基準が異なる場合があります。協議を行った結果、ご希望に沿えないこともありますのであらかじめご了承ください。
- 上田市に住民票上の住所がない方が、上田市内の保育園等のご利用を検討されている場合は、住民票上の住所のある市町村にご相談ください。

問 11 現在、すでに上田市内の保育園を利用している子どもですが、別の園への変更（転園）を検討しております。令和6年度には転園したい場合、あらたに令和6年度の入園申込をする必要はありますか。

(答)

- ありません。
- 毎年11月ごろに施設を通じて転園希望の調査を実施しておりますので、調査があった際に、転園希望の旨をお申し出ください。
- なお、転園希望先の受入枠の状況次第で、ご希望に沿えない可能性があります。

(3)「保育を必要とする理由」等の詳細について

問 12 ひと月あたりの就労時間の最低基準は、上田市の場合は 64 時間とのことですが、この「64 時間」には、休憩時間は含まれるのですか。

(答)

- 含まれません。

問 13 求職活動を理由にした入園の場合、入園はどのくらいの期間となりますか。

(答)

- 求職活動を理由にした入園の場合、期間は 90 日です。
- この 90 日の間に仕事が見つかった場合は、就労証明書を提出いただくことで、認定を継続させることができます。
- 一方で、この 90 日の間に仕事が見つからなかった場合は、求職活動の期間を延長することはありませんので、退園となります。

問 14 母親の出産を理由にした入園の場合、入園はどのくらいの期間となりますか。

(答)

- 母親の出産を理由にした入園の場合、期間は出産予定月の前後 3 か月（予定月を含む、最長で 6 か月間）です。
- 産後休暇の後、育児休業に入るような場合は、退園いただくこととなります。

問 15 育児休業期間中に子どもを入園させることはできますか。

(答)

- ならし保育を除き、育児休業期間中の入園は原則できません。
- 育児休業からの復職をもって、はじめて「就労」の要件を満たすこととなります。

(4) 申請書の記入・提出にあたっての留意点について

問 16 転職予定で、次の就労先は決まっていますが、新しい就労先から「勤務開始までは就労証明書は発行できない」と言われました。どのように対応すればよいですか。

(答)

- 申請の際に個別にご相談ください。(申請を受け付ける者から申請者・就労予定先に聞き取りを行う場合があります。)

問 17 申請の時点では婚姻関係にありますが、現在、配偶者と別居しており、離婚調定中です。その場合、世帯構成欄への配偶者の記入や入園が決定した場合の保育料はどうなりますか。

(答)

- 離婚が成立していない場合は、配偶者についても世帯構成欄へ記入してください(マイナンバー含む)。保育料の算定についても、配偶者は合算対象となります。
- さらに、配偶者の就労証明書等(「保育を必要とする理由」を証明する書類)も必要ですが、就労証明書等の入手が困難な場合は個別にご相談ください。
- なお、申込後に離婚が成立した場合、保育料を再計算しますので、世帯員に変更があった場合は保育課・園にご相談ください。

問 18 子どもから見た祖父母等と同居していますが、住民票上は世帯を別にしています。その場合であっても申請書の「世帯構成」に祖父母等の記入は必要ですか。

(答)

- 記入が必要です。
- 家庭内に保育ができる方がいるかどうかを確認させていただいています。(保育料は、一部の例外を除き基本的には父母の所得割課税額の合算により決定されますので、「世帯構成」欄への祖父母等の記入によって直ちに祖父母等が合算対象になるわけではありません。)

問 19 希望園について、3歳以上児は第三希望まで、3歳未満児は第六希望まで記入欄がありますが、全て記入する必要はあるのでしょうか。

(答)

- 全く希望していない園まで無理に書く必要はありません。
- 記入されたいずれの園でも調整ができない場合は、改めて相談させていただくことになります。その時になって初めて検討するのか、あらかじめ十分に検討しておくのか、といった違いはあります。自宅や勤務先に近い等の理由からあらかじめ時間をかけて検討いただき、許容範囲の園をできるだけ記入してください。
- 特に3歳未満児の入園調整に大変苦慮している状況ですので、許容範囲の園をできるだけ記入いただけますと助かります。

通知によりご確認いただけましたら幸いです。

問 22 保育料の無償化について教えてください。

(答)

- 令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化が始まっており、1号認定の場合、認定を受けた時点から、教育時間分の保育料は無料となります。
- 保育時間認定の場合、2号・3号の分かれ目ではなく、年少になっているかどうかで保育料が変わります。年少以上の児童は、保育料が無料です。3歳未満児クラスの児童は、世帯の市民税額に応じて保育料がかかります（ただし、住民税非課税世帯は無料。）。
- いずれにしても、延長保育料、行事費、給食費、その他実費などは無償化の対象外であるので、利用に応じて料金をお支払いいただく必要があります。

□入園申請後に生じる疑問

問 23 もともと「就労」を要件として入園申請していましたが、その後、妊娠していることがわかりました。その結果、入園時には就労していないこととなります。入園はどのようにになりますか。

(答)

- 入園の要件が「母親の出産」になりますので、出産予定月の前後3か月（＝予定月を含む、最長で6か月間）の認定となり、それ以後の継続利用は認められません。
- また、入園申込内容の変更の手続きが必要となりますので、こうした場合に当てはまる方は、必ず保育課・園へご連絡ください。

問 24 もともと「求職活動」を理由に入園申請していましたが、その後、就労先が見つかり、就労証明書も手配できました。子どもの入園の優先順位を少しでも上げたいのですが、後からの提出でも考慮されますか。

(答)

- 利用調整は、申請いただいた際の情報に基づいて行います。
- よって、申請期間後に就労証明書の提出があっても調整する際の基準には反映できかねます。
- 一方で、「求職活動」を理由に入園した場合は、その後の継続利用のためには就労証明書が必要となることから、いずれにしても手配ができたところで提出いただけましたら幸いです。

問 25 育児休業の延長に必要とされる保育園への入園見込みがない旨の通知ですが、第一希望の保育園名しか記載されていません。申請の際は、希望園を複数書いておりましたが、これはそういうものなのでしょうか。

(答)

- 申請書に希望園を複数記載いただいたとしても、この通知には第一希望園しか記載されません。

問 26 申請書の意向確認の内容が勤務先に伝わることはありますか。

(答)

- 伝わりません。
- 万が一、お勤め先からそうした問い合わせがあった場合も、地方公務員法の規定に基づき、職務上知り得た秘密を漏らすことはありません。

□その他

問 27 「私的契約」という仕組みが存在することを知りましたが、私的契約とは何でしょうか。また、私的契約の場合の利用料（費用）を教えてください。

(答)

- 「私的契約」は、認可保育所または地域型保育事業が、市町村の利用調整の結果、入所児童が決定した後になお受入可能な場合で、保育の必要性のない子どもも含め、保護者との私的な契約により受け入れるものです。
- 主に3歳以上児で定員に余裕がある場合に、私的契約を認めている例があります。
- 私的契約による保育に要する費用は、現在、公立の施設では月額33,000円（3歳以上児）としております。私立園の私的契約利用料については、個別にご確認ください。